

令和2年度

事務事業評価の概要

～事後評価編～

令和3年3月

伊勢崎市

【1】目的

事務事業《事後》評価は、市民に身近な行政活動の基本的な単位となる事務事業を対象とすることで、そのコストを把握し、内容・方法を検証して、改善につなげる「職員の意識改革」及び「行政活動の質的向上」を目的としています。

【2】評価の方法

令和2年度事務事業《事後》評価は、前年度（令和元年度）に実施した事務事業を検証します。

まず、主管課において、評価シートにより、対象事業を妥当性、有効性、効率性、公平性の観点から事業内容をチェックするとともに、事業概要や投入コストの把握などから内容の分析を行い、総合的な観点から1次評価を実施します。

その後、伊勢崎市行政評価委員会（以下「市評価委員会」という。）において、主管課の1次評価を参考に2次評価を実施します。さらに、客観的な立場から市民目線による評価を行う「伊勢崎市行政改革推進及び行政評価市民委員会（以下「市民委員会」という。）」により市民評価を実施します。

市評価委員会による2次評価及び市民委員会による市民評価の結果が市長へ報告されます。

各事業の評価は、市長の最終評価を経て決定します。最終評価の結果は、各事業の所管課に送付され、評価結果により、事業の改善策を検討した後、より効率的、効果的な事業の推進に繋がります。

【3】事業の方向性

評価に用いる事業の方向性は次のとおりです。

継続	より効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、事業を継続します。
一部改善	今までの事業の方向性を変えずに、事務のやり方等の改善を検討します。
大幅な改善	大幅な事務改善、事業の方向性の見直しを行います。事業の統合等も検討します。
休止	事業は完了していませんが、事業を休止します。
廃止	事業は完了していませんが、事業を廃止します
終了	事業が完了した、当初の目標を達成した、又は、制度が終了したため、事業を終了します。

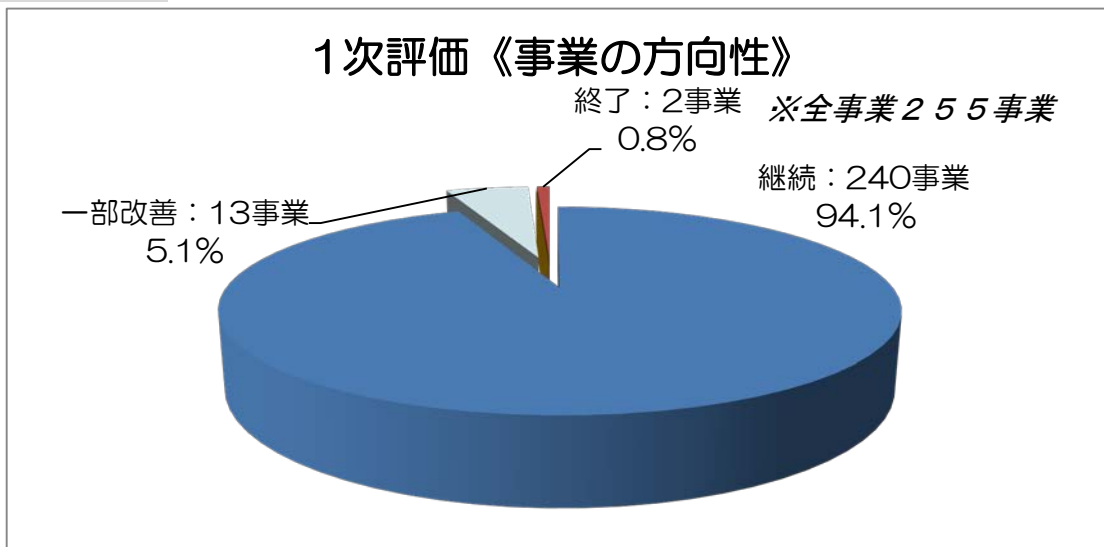
1 次評価及び 2 次評価の概要 《主管課及び市評価委員会》

令和 2 年度事務事業《事後》評価にあたり、主管課から提出された全 255 事業を評価対象に設定しました。

【1】 1 次評価結果に基づく事業の方向性

主管課が 1 次評価した結果では、「継続」が 240 事業 (94.1%)、「一部改善」を図る事業が 13 事業 (5.1%)、「終了」の事業が 2 事業 (0.8%) となりました。

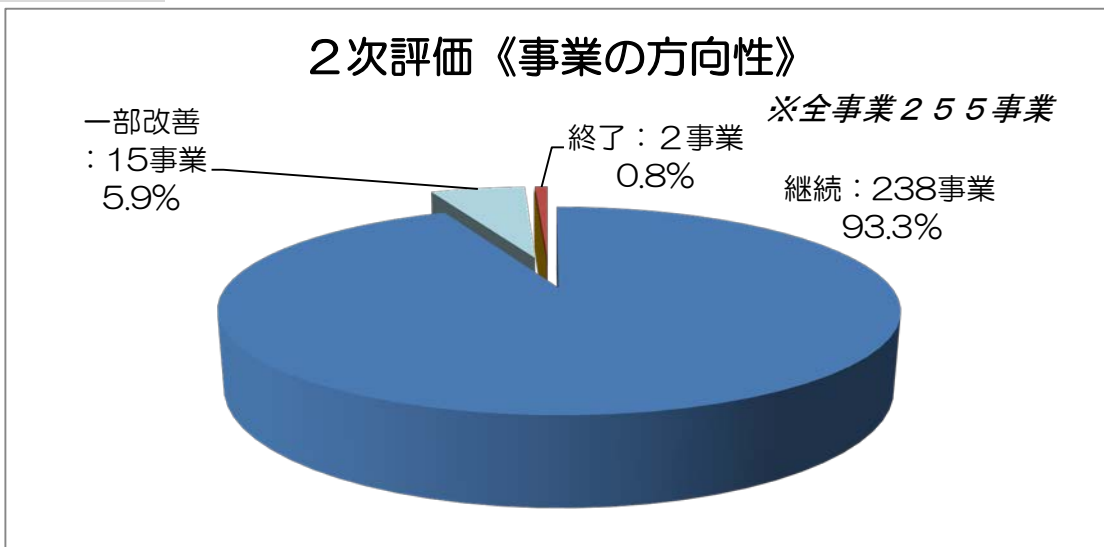
1 次評価結果



【2】 2 次評価結果に基づく事業の方向性

市評価委員会が 2 次評価した結果では、「継続」が 238 事業 (93.3%)、「一部改善」が 15 事業 (5.9%)、「終了」の事業が 2 事業 (0.8%) となりました。

2 次評価結果



【各部局別 2 次評価結果】

部・局名	2次評価結果				計	部・局名	2次評価結果				計
	継続	一部改善	大幅な改善	終了			継続	一部改善	大幅な改善	終了	
総務部	15	1	0	0	16	建設部	12	0	0	0	12
企画部	14	1	0	2	17	都市計画部	18	0	0	0	18
財政部	5	2	0	0	7	公営事業部	1	0	0	0	1
市民部	14	0	0	0	14	上下水道局	11	0	0	0	11
環境部	18	2	0	0	20	消防本部	14	0	0	0	14
健康推進部	25	1	0	0	26	市民病院	6	0	0	0	6
福祉こども部	28	5	0	0	33	教育部	23	0	0	0	23
長寿社会部	15	0	0	0	15	その他	3	0	0	0	3
経済部	16	3	0	0	19	合計	238	15	0	2	255

※その他：会計課・選挙管理委員会・監査委員事務局

客観的な立場からの検証《市民委員会》

市評価委員会が実施した2次評価とは別に、第三者的な立場の視点を加味するため、市民の代表で構成された「市民委員会」により、市民評価を実施しました。

市民委員会では、事後評価の対象となる全255事業の中から市民委員が選定した3事業について、1次評価及び2次評価、並びに主管課の事業説明を参考に集中的な審議を行い、事業の方向性を次のとおり示すとともに、全事業の評価について方向性の確認を行いました。

市民委員会において集中審議した3事業の市民評価結果

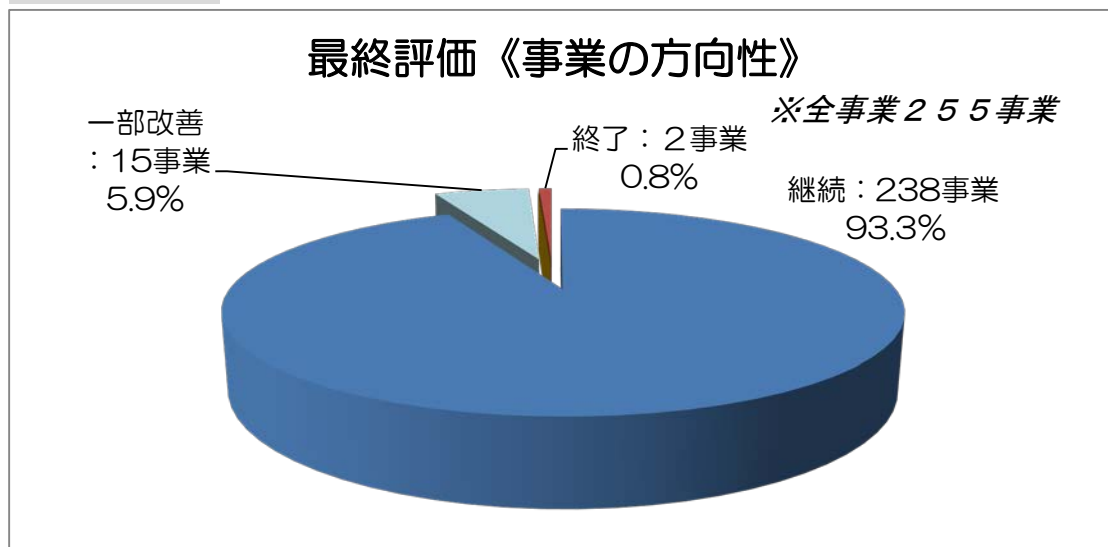
評価番号	事務事業名	事業の方向性	意見
53	多文化共生社会形成事業	継続	日本の文化や生活ルールだけでなく、生活に係る法制度についても外国人に対し積極的な周知や理解を働きかけ、また、比較的日本語の理解力がある外国人の子どもに対しても円滑なコミュニケーションが図られるような施策を検討していただき、多文化共生社会の形成に努めること。
97	こころの健康づくりへの支援事業	継続	自殺の原因には様々な要因があるため、NPOや市民団体等と協力しながら、より広く、きめ細やかな周知や支援に努めること。
159	地元農産物等普及促進事業	継続	伊勢崎市のブランド化野菜については一定の認知はあるものの、知らない市民も多くいるため、より工夫した有効な周知方法の検討や市民団体等との連携を図り周知の強化に努めること。また、新たな生産者が増えるような施策を検討すること。

最終評価

市評価委員会による「2次評価」及び、市民委員会の「市民評価」の結果を総合的に判断し、市としての最終評価を決定しました。

最終評価の結果では、「継続」が238事業(93.3%)、「一部改善」が15事業(5.9%)、「終了」の事業が2事業(0.8%)となりました。

最終評価結果



【各部局別最終評価結果】

部・局名	最終評価結果				計	部・局名	最終評価結果				計
	継続	一部改善	大幅な改善	終了			継続	一部改善	大幅な改善	終了	
総務部	15	1	0	0	16	建設部	12	0	0	0	12
企画部	14	1	0	2	17	都市計画部	18	0	0	0	18
財政部	5	2	0	0	7	公営事業部	1	0	0	0	1
市民部	14	0	0	0	14	上下水道局	11	0	0	0	11
環境部	18	2	0	0	20	消防本部	14	0	0	0	14
健康推進部	25	1	0	0	26	市民病院	6	0	0	0	6
福祉こども部	28	5	0	0	33	教育部	23	0	0	0	23
長寿社会部	15	0	0	0	15	その他	3	0	0	0	3
経済部	16	3	0	0	19	合計	238	15	0	2	255

※その他：会計課・選挙管理委員会・監査委員事務局

【最終評価の結果を受けた事務事業の改善】

事務事業評価を実施した主管課では、最終評価の結果を受け、各事業の改善の必要性の有無や「改善策」について、検討を行います。

伊勢崎市行政評価システム評価結果の活用

事務事業評価結果については、次のような本市独自のシステムとの連携により活用します。

(1) 事務事業の改革、改善への取り組み

評価結果を改革・改善に結びつけ、行財政運営の効率化などを図るための手法の1つとして、活用します。

(2) 総合計画の進行管理との連携

総合計画（実施計画）は、政策推進の柱に据えられることから、行政評価を連携させたシステムとして、総合計画の進行管理を行います。

(3) 予算との連携

限られた財源で最大の効果を追求するため、行政活動を統一的な基準で評価し、客観的な情報によって、改善すべき部分を予算編成に活用するとともに、総合計画と連携した一貫性のある政策形成と効率的な財政運営を行います。

(4) 市民への説明責任

行政評価に関する情報を市民に公表することで、市民と情報の共有化を図り、説明責任を明確にし、良好な信頼関係を築きます。